



豊岡市教育委員会 R5(2023).8.1

No.6

豊岡市HP→左中段「暮らし・行政」→右下「教育・学校」→「教育研修センター」へ
豊岡市のホームページにもアップしています

7月も各種委員会や研修会が開催されました。対面での研修が増えて、講義での学びやグループワークでの意見交流をとおして主体的に学ばれる先生方の姿が多くみられました。

特別支援教育コーディネーター研修会より

但馬教育事務所 学校支援専門員 松本 茂樹
先生に「子どもの行動問題の理解と対応」と題して
講義いただきました。

質疑・応答について紹介します。



Q1 望まない行動の時の事後の対処例について

- ・パニックを起こして治まらないときに別室（クールダウンスペース）に行くことを告げて、担任と移動し（練習しておいた）深呼吸を行う。➡落ち着いてから簡単に振り返り、教室に戻る。
- ・他児への暴力➡事前に確認しておいたルールを告げて別室に移動する、安全を確認し、時間を置いてから迎えに行く。

★ポイント：この間、教師は淡々と接して、過度の“注意引き”にならないようにすることが大切。

Q2 授業中に私語、音を立てる、友人に手を出す児童への支援方法について

・明らかに“注意引き”ですが、“背景”には、授業に興味に向かない、内容が困難、苦手な科目・活動といった授業の側面と反応してくれる友人の存在、それが許される雰囲気等の人的側面が考えられる。授業への参加の促進のためには「本児への支援」と「集団への支援」それぞれが必要。

➡本児が参加したい授業なのか（動機の面の把握）、理解できる課題なのか（本児の学習レベルの把握）、見通しが持てるものなのか、学級としてのルールは全員が了解しているのか、よく取り組んでいる子どもたちの意見は反映されているのか、など個人への支援と全体への支援の検討が必要。必要であれば子どもたち同士でルールの確認。本児が普段がんばっている点を評価すること。

教育関係機関における虐待の捉え方・つながり方

（兵庫県内教育研究所連盟 教育相談研究協議会より）

★虐待について

虐待の疑いの本質的なポイントは、「加害の有無・事実」ではなく、「今、子どもの安全・安心が保障されているか」の疑いである。厚生労働省の手引きには「虐待の有無の確認は問われない」とある。

★通告について

子どもに関わる専門家によって子どもの安全・安心が疑われると思われる場合はもちろんのこと、一般の人の目から見て主観的に子どもの安全・安心が疑われる場合であれば通告義務が生じる。児童虐待防止法の趣旨に基づく者であれば、その結果として誤りがあったとしても、刑事上、民事上の責任を問われることはない。

虐待かも
と思ったら
いちはやく
189番へ
189番にかけると
お近くの児童相談所につながります。



上記の内容については、過日の校園長会でも研修しました。

各校園におかれましても、必ず研修を実施し、児童虐待の未然防止につなげてください。